

## 審議会等の会議結果報告

|            |   |
|------------|---|
| 1. 会 議 名   | 令和7年度<br>「松阪市と三重労働局との雇用対策協定」に基づく運営協議会   |
| 2. 開 催 日 時 | 令和7年6月27日（金） 午前10時50分から   |
| 3. 開 催 場 所 | 松阪市役所 議会棟3階 理事者控室   |
| 4. 出席者氏名   | <p>【協議会】出席者（所属）（敬称略）（◎：会長、○：会長代理）</p> <p>石橋 利宣（松阪公共職業安定所 所長）</p> <p>◎岡田 久（松阪市 産業文化部長）</p> <p>川上 健一郎（松阪市 商工政策課長）</p> <p>土屋 ゆり（三重労働局 訓練課長）</p> <p>○山口 大樹（三重労働局 職業安定部長）</p> <p>【作業部会委員】出席者（所属）（敬称略）</p> <p>吉原 健一（三重労働局 職業安定課 地方職業安定監察官）</p> <p>高木 俊宏（松阪公共職業安定所 統括職業指導官）</p> <p>永田 宜之（松阪市 商工政策課 勤労消費者係長）※事務局兼任</p> <p>【事務局】出席者（所属）（敬称略）</p> <p>山下 凌（松阪市 商工政策課 勤労消費者係係員）</p> |
| 5. 公開及び非公開 | 公開  |
| 6. 傍 聴 者 数 | なし  |
| 7. 担 当     | 松阪市 産業文化部 商工政策課 勤労消費者係 永田、山下<br>TEL 0598-53-4338<br>FAX 0598-22-0003<br>e-mail <a href="mailto:syok.div@city.matsusaka.mie.jp">syok.div@city.matsusaka.mie.jp</a>   |

### 協議事項

- (1) 令和6年度事業報告について
- (2) 「就労の広場(求職者相談コーナー)」の実績報告について
- (3) 令和7年度事業計画(案)について

議事録 別紙のとおり

令和7年度「松阪市と三重労働局の雇用対策協定」に基づく  
運営協議会 定例会 議事録

日時 令和7年6月27日（金）10：50～11：30

場所 松阪市役所 議会棟3階 理事者控室

【協議会】出席者（所属）（敬称略）（◎：会長、○：会長代理）

石橋 利宣（松阪公共職業安定所 所長）

◎岡田 久（松阪市 産業文化部長）

川上 健一郎（松阪市 商工政策課長）

土屋 ゆり（三重労働局 訓練課長）

○山口 大樹（三重労働局 職業安定部長）

【作業部会委員】出席者（所属）（敬称略）

吉原 健一（三重労働局 職業安定課 地方職業安定監察官）

高木 俊宏（松阪公共職業安定所 統括職業指導官）

永田 宜之（松阪市 商工政策課 勤労消費者係長）※事務局兼任

【事務局】出席者（所属）（敬称略）

山下 凌（松阪市 商工政策課 勤労消費者係係員）

【事項】

1. あいさつ

各委員より一言ずつ自己紹介

2. 審議事項

1) 令和6年度事業報告について

事務局から資料に沿って説明。

【質疑応答】なし

2) 別紙1 「就労の広場（求職者相談コーナー）」の実績報告について

事務局から資料に沿って説明。

【質疑応答】なし

3)令和7年度事業計画(案)について

事務局から資料に沿って説明。

【質疑応答】

(委員) 2-(6) 外国人の雇用対策について、市として何か行っていくのか？

(事務局) 基礎自治体として実施すべき制度を労働局と相談しながら検討していきたい。

(委員) 2-(6) 米国による関税措置の影響で、県では相談窓口の設置を行っているが、基礎自治体ではどのような取り組みを行っているか？

(事務局) 現状、そのような相談がないため、特段の取り組みは行っていない。

(委員) 2-(5) 令和8年度予算に向けて市ではどのような新しい取り組みを行っていく予定か？

(事務局) 今年度、新たに「松阪市中小企業奨学金返還支援補助金」を実施している。奨学金返還のための手当の支給又は代理返還を行う中小企業に対して、その経費の2分の1を補助する。次年度以降も重点事業として実施する。

差替え資料で以下の内容を修正

○令和6年度事業報告について

P2 2-(2) 子育て世代の雇用対策

〈労働局で実施〉以下を修正

(修正前)・育児・介護休業法等の周知啓発、個別相談、行政指導等【随時】

(修正後)・改正育児・介護休業法等の周知啓発、個別相談、行政指導等【随時】

(修正前)・次世代育成支援対策推進法に基づく「トライくるみん・くるみん・プラチナくるみん認定制度」の周知・活用促進【随時】

(修正後)・次世代育成支援対策推進法に基づく「トライくるみん・くるみん・プラチナくるみん・くるみんプラス」の認定及び周知等【随時】

〈労働局で実施〉以下を追加

・両立支援等助成金の支給と周知

〈労働局で実施〉以下を削除

- ・働く女性の母性健康管理【随時】

P4 2-(7) その他総合的な支援

「女性活躍推進に対する支援」以下を修正

(修正前)・女性活躍推進法に基づく「えるぼし・プラチナえるぼし認定制度」の周知・活用促進【随時】

(修正後)・女性活躍推進法に基づく「えるぼし・プラチナえるぼし」の認定及び周知等【随時】

「女性活躍推進に対する支援」以下を追加

- ・女性活躍推進法の周知啓発、履行確保

「女性活躍推進に対する支援」以下を削除

- ・「ポジティブ・アクション」の周知・活用促進【随時】

○令和7年度事業計画（案）について

P2 2-(2) 子育て世代の雇用対策

〈労働局で実施〉以下を修正

(修正前)・育児・介護休業法等の周知啓発、個別相談、行政指導等

(修正後)・改正育児・介護休業法等の周知啓発、個別相談、行政指導等

(修正前)・次世代育成支援対策推進法に基づく「トライくるみん・くるみん・プラチナくるみん認定制度」の周知・活用促進

(修正後)・次世代育成支援対策推進法に基づく「トライくるみん・くるみん・プラチナくるみん、くるみんプラス」の認定及び周知等

〈労働局で実施〉以下を削除

- ・働く女性の母性健康管理

P3 2-(5) 若年者の雇用対策

〈労働局で実施〉以下を修正

(修正前)・就職氷河期世代（35～54歳）に対する就職支援の強化

(修正後)・ミドルシニア世代（35～59歳）に対する就職支援の強化

〈市で実施〉以下を修正

(修正前)・松阪市中小企業返還支援補助金制度創設

(修正後)・松阪市中小企業奨学金返還支援補助金制度創設

P4 2-(7) その他総合的な支援

「女性活躍推進に対する支援」以下を修正

(修正前)・女性活躍推進法に基づく「えるぼし・プラチナえるぼし認定制度」の周知・活用促進

(修正後)・女性活躍推進法に基づく「えるぼし・プラチナえるぼし」の認定及び周知等

「女性活躍推進に対する支援」以下を追加

・女性活躍推進法の周知啓発、履行確保

「女性活躍推進に対する支援」以下を削除

・「ポジティブ・アクション」の周知・活用促進

3. その他 なし。

以上、議事録として記録し報告する。